

この「骨子案」は、今後、東京都障害者施策推進協議会の意見、区市町村との調整等を踏まえて検討していくためのたたき台としてお示しするものです。

【障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針】

(平成18年6月26日厚生労働省告示) ※以下「基本指針」という

第二 一 3 (3) 市町村と都道府県との間の連携 より抜粋

「障害福祉計画の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。」

### 第3期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方（骨子案）

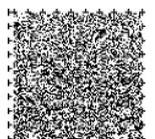
第3期障害福祉計画については、国の基本指針、東京都障害者施策推進協議会の意見、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえ、以下の諸点に留意して策定する。

#### 1 計画の性格

- 平成19年5月、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の性格を併せ持つ計画として、一体的に「東京都障害者計画・第1期東京都障害福祉計画」を策定
- 平成21年3月、障害福祉計画に相当する部分について所要の改定を行い、「第2期東京都障害福祉計画」を策定
- 新たな「東京都障害者計画」及び「第3期東京都障害福祉計画」についても、一体的に策定
- 障害者施策に関連した他の東京都の計画と整合

#### 2 計画期間

平成24年度から平成26年度までの3年間



### 3 基本理念

【国 基本指針】（平成18年6月26日厚生労働省告示）

- 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
- 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
- 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

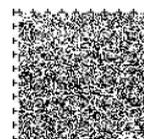
【国 第3期障害福祉計画の考え方】（平成23年2月22日課長会議資料）

- 現基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等
- 現行障害福祉計画における基本理念は、次期計画においても、引き続き維持
- ノーマライゼーションの理念のもと、障害者が、他の市民と同様に、自らの生活のあり方や人生設計については、自らが選び、決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重され、人間としての尊厳をもって地域で生活できるよう、以下のような社会の実現を目指して、障害者施策を計画的かつ総合的に推進

**基本理念Ⅰ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現**

**基本理念Ⅱ 障害者が当たり前に関われる社会の実現**

**基本理念Ⅲ すべての都民がともに暮らす地域社会の実現**



## 4 目標と課題

現行計画において設定した項目立ては、次期計画においても、必要な時点修正等を除き、基本的に引き続き維持

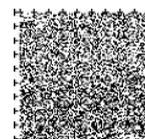
### (1) 区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備

【国 基本指針】（平成18年6月26日厚生労働省告示）

- 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を促進
- 福祉施設から一般就労への移行等を推進

【国 第3期障害福祉計画の考え方】（平成23年2月22日課長会議資料）

- 現基本指針で示しているサービスの見込量及び入所定員総数の算出に当たっての指針は、数値目標に係るものを除き、基本的に変更しない
- 旧体系施設が全て新体系に円滑に移行できるようサービス量を見込む
- 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定
- 区市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、法の実施に関して一義的な責任、一元的・総合的にサービスを提供
- 区市町村は、国の基本指針及び考え方を基本として、現在の利用実績等に関する分析、サービスの利用に関する意向等を勘案して、平成26年度までの各年度における月間の障害福祉サービス等の必要見込量を設定
- 東京都は、各区市町村が設定した見込量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点で支援・調整を図りながら、東京都全域の見込量を作成
- 数値目標の考え方と整合
- 見込量を定める単位となる区域は、東京都全域
- ※ 18歳以上の障害児施設入所者については、別途検討
- ※ 各種経過措置の取扱いや、法改正により創設されるサービス（相談支援、同行援護）の見込量については、今後検討



## (2) 施設入所・入院から地域生活への移行促進

### ア 入所施設から地域生活への移行

【国 基本指針】（平成18年6月26日厚生労働省告示）

- 地域生活への移行を進める観点から、第一期障害福祉計画の作成時点（平成17年10月1日）における施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、地域生活に移行する者の数値目標を設定
- 施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意

【国 第3期障害福祉計画の考え方】（平成23年2月22日課長会議資料）

- 平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
- 平成26年度末の施設入所者数を、平成17年10月1日時点の施設入所者から1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
- 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定

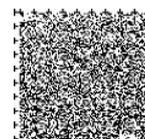
### (ア) これまでの取組

#### ① 入所施設の地域移行の取組促進

- ・ 東京都は、都内の未設置地域を中心に、「地域生活支援型入所施設」の整備を推進
- ・ 「地域生活支援型入所施設」は、地域の在宅障害者のための相談支援やショートステイ、入所者の地域生活移行支援のための自立訓練や就労移行支援、グループホーム等への移行後の緊急時バックアップ機能を担う支援拠点
- ・ 既存の入所施設も、入所者を地域生活へ移行させるため、「地域生活支援型入所施設」へ転換

#### ② 区市町村における地域移行の取組支援

- ・ 地域移行は、本人が希望する地域に居住することが基本であり、施設入所者本人の意向確認や連絡調整等の支援が必要



- ・ 都外施設利用者についても、本人の希望を尊重し、都内に移り住むことを希望する者については、その意向を踏まえ、地域移行の支援が必要
- ・ 東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」等により、区市町村の取組を支援

### ③ 地域移行後の生活を支える基盤の整備

- ・ 東京都は、地域移行後の生活基盤を確保するための整備を支援

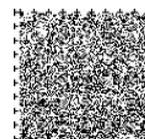
### (イ) 地域移行の数値目標

- 区市町村は、国の基本指針及び考え方を基本として、現在までの地域移行実績、施設入所者本人の意向等を勘案して、平成26年度末における数値目標を設定
- 東京都は、各区市町村が設定した数値目標を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活への移行を進める観点で支援・調整を図りながら、東京都全域の数値目標を作成
- サービス見込量の考え方と整合

### (ウ) 入所施設の定員に関する考え方

- 東京都は、現行計画において、国の基本指針に示された平成23年度末までの入所者7%以上削減は困難と判断
- 入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズに応える必要
- 都内の未設置地域において、入所施設による支援が真に必要な者の利用と、施設から地域への移行を進めるため、「地域生活支援型入所施設」の整備を推進
- 既存施設の入所者のグループホーム等への地域移行の促進と同時に、移行によって生じた空き定員を、都外施設の入所者や児童福祉施設における加齢者を都内施設で受け入れるために活用
- 現行計画では、平成17年10月1日現在の定員数7,344人を維持
- 次期計画では、入所待機者数の推移、入所待機者本人の意向と実態、施設入所者本人の意向と実態、児童福祉施設における加齢者の実態、人口に対する入所施設利用者数等の全国比較、などの現状を考慮し、サービス見込量、地域移行の取組及び数値目標の考え方との整合を図りながら、引き続き当面、平成26年度末に必要とされる入所定員数をこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

※ 18歳以上の障害児施設入所者については、別途検討



## イ 「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の地域生活への移行

【国 第3期障害福祉計画の考え方】（平成23年2月22日課長会議資料）

- 退院可能精神障害者の減少に係る数値目標については、社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら、本年夏を目途に提示

### （ア）これまでの取組

#### ① 精神障害者退院促進支援事業

- ・ 東京都は、相談支援事業者等にコーディネーターを配置して、精神科病院と地域関係機関相互の連絡・調整等を行うことにより、対象者の円滑な地域移行を図る「精神障害者退院促進支援事業」を都内12か所で実施
- ・ 都立（総合）精神保健福祉センターに地域体制整備コーディネーターを配置し、広域調整や、地域における支援体制の整備に向けた働きかけを充実

#### ② 区市町村における相談支援体制の整備の推進

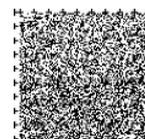
- ・ 区市町村は、地域活動支援センターI型等の相談支援事業により、退院時及び退院後の地域生活を継続して支えるとともに、医療中断防止及び見守り支援の機能を付加するなど、地域生活に移行した精神障害者が安心して生活できるよう、地域における総合的な支援体制を整備
- ・ 東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」等により、区市町村の取組を支援

#### ③ 地域移行後の生活を支える基盤の整備

- ・ 東京都は、地域移行後の生活基盤を確保するための整備を支援

### （イ）地域移行の数値目標

- ※ 今後示される国の考え方等を踏まえて検討



### (3) 日常生活を支えるサポート体制の整備

#### ア 地域生活支援事業

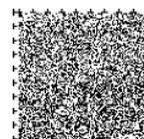
- 地域の特性や個々の利用者の状況に応じて、柔軟な形態により効率的・効果的に実施
- 区市町村において、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び地域活動支援センターは義務的に実施
- 移動支援とコミュニケーション支援は、日常生活を支える基幹的サービス
- 東京都は、区市町村が着実に事業に取り組むよう促すとともに、サービスを担う人材を養成
- 必要な情報は、それぞれの障害に応じた複数の手段により提供
- ※ 法改正等により法定化又は創設される事業（自立支援協議会、成年後見制度利用支援事業、基幹相談支援センター、障害者虐待防止）の考え方については、今後検討

#### イ 障害者施策推進区市町村包括補助事業

- 国による全国一律の制度では対応し得ない、区市町村が地域の実態に即して行う独自の創意工夫に基づく先進的取組に対する支援を重点的に実施していくことが重要
- 東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を独自に実施し、区市町村の取組を支援

#### ウ 障害特性に応じたきめ細かな対応

- 重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害などの多様な障害特性に応じたきめ細かな対応



#### (4) 就労支援の充実・強化

【国 第3期障害福祉計画の考え方】（平成23年2月22日課長会議資料）

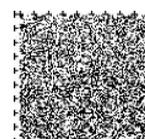
- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を平成17年度実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
- 平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
- 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

#### ア 一般就労への移行促進

- 東京都は、「福祉施設から一般就労への移行」のみならず、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、庁内外の連携を強化、「区市町村障害者就労支援事業」を推進
- 平成26年度、「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数が、17年度実績の2倍以上
- 平成26年度、福祉施設からの一般就労移行者数が、17年度実績の4倍以上
- サービス見込量の考え方と整合
- ※ 労働系の数値目標については、今後示される国の考え方等を踏まえて検討

#### イ 福祉施設における就労支援の充実・強化

- 就労移行支援事業所は、労働関係機関との連携、「区市町村障害者就労支援事業」との協働を推進
- 就労継続支援事業所は、工賃（賃金）の水準を上げるために経営努力
- 区市町村は、地域のネットワークづくりを推進
- 東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」等により区市町村の取組を支援、福祉施設等からの物品及び役務を積極的に調達



## (5) サービスを担う人材の養成・確保

【国 基本指針】（平成18年6月26日厚生労働省告示）

- 人材の養成、第三者評価、権利擁護に向けた取組等を総合的に推進することが重要
- 地域の実情に応じ、地域自立支援協議会等のネットワークを構築し、関係者の連携の下、取組を進めることが必要
- サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、人材を質量ともに確保することが重要
- 都道府県は、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援

- 東京都は、利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上、人材の養成・確保のための研修を着実に実施
  - 福祉サービス第三者評価により、利用者のサービス選択と事業者のサービスの質の向上を支援
  - 看護職員の一層の資質向上及び職場への定着を図り、重症心身障害児（者）への支援を充実
- ※ 法改正等により着実な確保・養成が求められる分野（相談支援、障害者虐待防止）の考え方については、今後検討

## (6) 一体的に策定する「東京都障害者計画」として掲載するその他の分野

- 教育、住宅、バリアフリーなど

